

経営規模等評価の申請手続について(お知らせ)

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法を定めた件の一部改正に伴い、経営事項審査における確認書類を次のとおり対応します。

※経営事項審査申請要領については、令和7年4月に改訂予定です。

1 建設業法施行規則別記様式第二十五号の十四別紙二による技術者職員名簿(以下、「技術職員名簿」という。)に記載されている職員に係る雇用状況の確認資料について

経営事項審査申請要領 26 ページ「技術者職員名簿」における「(3)審査基準」の提示書類について、当面の間は下表のとおりになります。(下線部分が追加となります。)

なお、健康保険被保険者証は有効期限前に限りますので、御注意ください。

	提示書類	備考
A	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)又は雇用保険被保険者証(公共職業安定所長発行のもの) ※ 役員、同居の親族等加入義務のない者の分の提示は不要です。	左記書類の代わりに、公共職業安定所で事業所別被保険者台帳照会(審査基準日以降に照会したもの)により交付される台帳でも可(※)
B	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(健康保険被保険者証(「記号」、「番号」及び「保険者番号」はマスキング(黒塗り)して提示)でも可) ・後期高齢者医療制度対象者は当該被保険者証(厚生年金保険70歳以上被用者該当及び標準報酬月額相当額のお知らせでも可) ・70歳以上75歳未満の建設国保加入者は当該被保険者証 ・ 所属企業の雇用証明書	組合管掌健康保険に加入の場合は、健康保険組合発行の健康保険被保険者標準報酬決定通知書で決定後の標準報酬月額が記載されているものを提示(健康保険被保険者証でも可)

<問合せ先>

担当: 静岡県交通基盤部建設経済局建設業課建設業班

所在地: 静岡県静岡市葵区追手町9-6

T E L: 054-221-3058

メー ル: kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp